

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年1月31日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人もっこの会

(2) 代表者の氏名

尾形 良治

(3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区岩倉幡枝町2531番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は,国民共有の財産である有形,無形文化財の保存,維持,啓蒙活動に関する事業を行い,広く国民に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年1月23日

(文化市民局地域自治推進室)